無縁遺骨は全国で約6万柱　（2021.10時点）
多死社会の到来で2022年には150万人以上の死亡者数
「高齢化と孤立化で無縁遺骨になる可能性は誰にでもある」
（森下香枝『ルポ無縁遺骨』より）

自治体負担の葬祭扶助が増加して財政を圧迫…総務省
「厚労省は保管のあり方について方針を示すべき」

実態

５万４千柱は身元が判明しているものの
引き取り手がない遺骨、身元がわからない遺骨は
その中の６千柱

現代家族の在り方が問われている

お墓の考え方　種別や類型と権利構造

①境内墓地・・檀家のために菩提寺境内にある墓地。　埋葬する人＝檀家
②霊園・・主に不特定多数の区画墓所。 基本的に宗旨宗派を問わない。
◆公営霊園・・市町村で維持管理。
入手や埋葬に資格・条件（現住所在住）がある。
◆民営霊園・・宗教法人名義での造成が多い。
誰でも入手可。（墓石等の業者指定有）
③共同墓地・・墓埋法施行以前からある既存墓地・集落墓・屋敷墓など。

お墓は『買えません！』

◆所有権・・・寺院・霊園の所有者で宗教 法人や公益法人・自治体
◆使用権・・・祭祀承継者。
通常「お墓を買う」とは、この「使用権」を入手すること。
但し！永代使用料を支払っても毎年の管理費が滞れば、権利消滅の恐れがある。

家のお墓？　誰が所有者で、誰が使用権者（祭祀承継者）か？　確認すること。

お墓の実務　１

お墓とは何か？

墓地埋葬法　（昭和23年民法・平成元年改正）
◆墳墓・・死体を埋葬しまたは焼骨を埋蔵する施設
◆墓地・・墳墓を設けるために墓地として都道府県
知事の許可を受けた施設（第2条）
◆墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止
埋葬又は焼骨の埋蔵は墓地以外の区域にこれを
行ってはならない（第4条）

刑法　死体遺棄・損壊罪等　第190条
死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、
遺棄し、又は領得した者は、3年以下の懲役に処す

お墓の実務　２

お墓（納骨堂など）の種別

①境内墓地・・檀家のためにある寺院所有地内の墓地や納骨堂
その寺院の宗派指定で供養される　・・護寺会費

②霊園　・・原則、宗旨・宗派が不問　・・年間管理費
公営（市営・町営・村営など）
民営（公益法人・宗教人名義で民間企業が運営）

③共同墓地・・墓埋法以前の集落共同体の既存墓地
屋敷墓・個人墓など規模の大小など多様

お墓の実務３

お墓の権利構造

◆**所有権**・・寺院・霊園の敷地所有者で
宗教法人や公益法人や自治体

◆**使用権**・・祭祀承継者・墓の使用許可者
お墓の名義人といいます

「お墓を買う」とは「**使用権**」を入手し、
名義人になること

これは**永代使用料の他に**毎年の**管理費**
が滞れば権利消滅の恐れがある

名義人と使用者

所有者と名義人（使用権者）双方の合意と使用規則など条件に注意

宗教的相違　血縁・続柄　使用規定の逸脱（ペット）など

ケース①	お墓の所有者	了解	→	埋葬・納骨可能
	お墓の使用権者	了解		
ケース②	お墓の所有者	拒否	→	埋葬・納骨不可能
	お墓の使用権者	了解		
ケース③	お墓の所有者	了解	→	埋葬・納骨不可能
	お墓の使用権者	拒否		



墓じまいの問題点

墓じまい＝二つの意味

田舎のお墓
先祖代々

墓仕舞い

自分の身近で
供養継続



改葬
手続



廃墓・無承継

田舎のお墓
先祖代々

墓終い

散骨・合祀・合葬墓

『改葬』については届け出が必要！

①引っ越し先のお墓を確保し、
そこで「受入証明書」を発行してもらう

②今お墓がある市区町村の役所で
「改葬許可申請書」をもらう

③今のお墓の管理者に
「**遺骨の埋葬・収蔵証明書**」をもらう

④役所に書類を提出して、
『改葬許可書』を発行してもらう

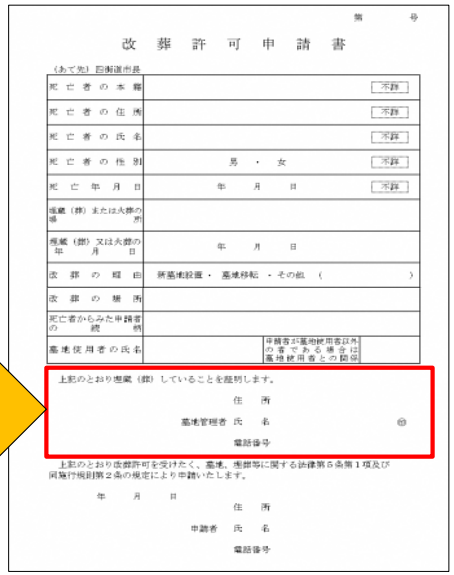
⑤お骨を移動する



四街道市　改葬許可申請書　見本

墓地管理者（霊園・住職など）から、埋葬の事実を確認して証明の署名・捺印をもらいます





番　　号

改　葬　許　可　申　請　書

（あて先）四街道市長

死亡者の本籍		不詳
死亡者の住所		不詳
死亡者の氏名		不詳
死亡者の性別	男　・　女	不詳
死亡年月日	年　月　日	不詳
埋蔵（葬）または火葬の場所		
埋蔵（葬）又は火葬の年月日	年　月　日	
改葬の理由	所墓地設置　・　墓地移転　・その他（　　）	
改葬の場所		
死亡者からみた申請者の続柄		
墓地使用者の氏名		申請者が墓地使用者以外の場合は墓地使用者との関係

上記のとおり埋蔵（葬）していることを証明します。

住所

墓地管理者　氏名　　㊞

電話番号

上記のとおり改葬許可を受けたく、墓地、埋葬等に関する法律第５条第１項及び同施行規則第２条の規定により申請いたします。

年　月　日

住所

申請者　氏名

電話番号

手続きの窓口は「今、お墓がある市区町村」です



改葬手続きの一般的な流れ①

① ご親族と改葬についてしっかり話し合う。

② 現在のお墓の状況を確認する（墓地使用者は誰か、実際の区画はどこか、など）。

③ 現在の墓地の管理者（お寺・霊園）に改葬したいことを相談して、手続きを確認する。

④ 改葬先の墓地・納骨堂を決めて、墓地の使用許可証または遺骨の受入証明書をもらう。

改葬手続きの一般的な流れ②

⑤ 改葬許可申請書を入手し、必要事項を記入する。

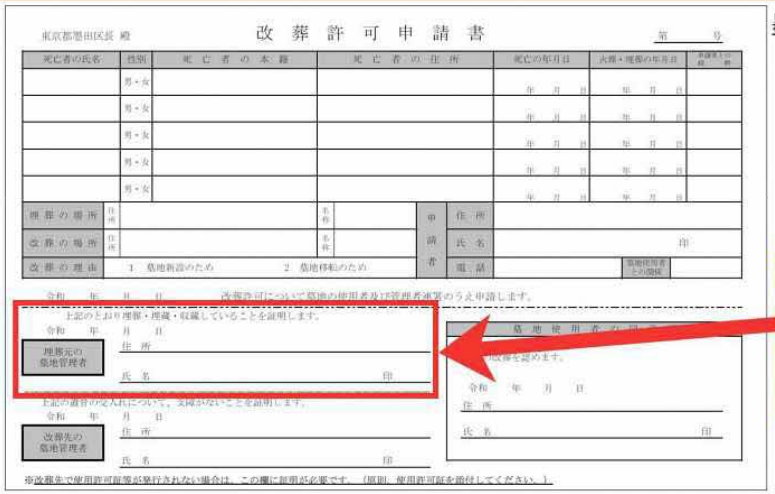
⑥ 改葬許可申請書と必要書類を自治体窓口に提出する。

⑦ 改葬許可証を受け取る。

⑧ 現在のお墓から遺骨を引き取る。

⑨ 改葬先のお墓に改葬許可証を提出して遺骨を納める。

改葬許可申請書について①


改　葬　許　可　申　請　書

墨田区　改葬許可申請書
見本

現在埋葬されている墓地のお寺や霊園に**事前に改葬について確認・相談**をしたうえで、記載・押印してもらいます。

改葬許可申請書について②


改　葬　許　可　申　請　書

墨田区　改葬許可申請書
見本

申請者が現在のお墓の「墓地使用者」（＝お墓の使用権利を持っている人）でない場合は、「墓地使用者」に改葬をすることについて**事前に同意**をもらう必要があります。まずは、「墓地使用者」が誰かなのかを確認します。

「**継承**」＝財産や権利などの具体的・形のあるものを前任者から引き継ぐ場合



お墓は継承

供養は承継



「**承継**」＝事業や地位、理念などの抽象的・精神的なものを引き継ぐ場合

祭祀財産と祭祀主宰者

◆祖先祭祀のために使用される家系図、お位牌、仏壇、仏具、墓石や墓碑、または墓地の使用権など祭祀主宰者（承継者）の指定は遺言などの他、口頭でもよい

◆指定がないときは、家庭裁判所が判断する　(民法897条2項)



◆祭祀承継者に指定された場合、基本的に拒否することはできません。
祭祀承継者は、お墓や位牌などの祭祀財産を引き継ぐのみで祀る義務を負うわけではありません。

祭祀財産の承継について

・現在の使用権者・・名義人が亡くなると、
「祭祀承継者」が相続します。
・祭祀承継者・・伝統的に「長男や長女が継ぐもの」
いまは法律上の決まりはない
1　遺言や生前意思の表明から口頭や文書で指定
2　一族や地域の慣習
3　家庭裁判所の調停か審判の優先順位に基づいて決定



相続放棄をしてもお墓の相続を免れることはできません

祭祀承継者とされた人は、権利を放棄・辞退はできません

相続放棄

理由・・借金を受け継ぎたくない
価値のない不動産はいらない
管理が難しい土地や建物はいらない
なかには、名義変更に手間がかかる資産で
後々、自身にとってプラスにならない財産
を引き継ぐことを避ける



重要・・他の相続人との意思確認

世代責任を考える

廃墓

供養停止？・供養放棄？



改葬

遺骨の移転

古い遺骨の処分は？

・田舎のお墓は廃墓にして、区画や建墓の必要のないお墓に移設
・承継者や管理者を必要としない施設への改葬・または散骨
・合祀墓・合葬墓など形式やスタイル・また経費などの把握
・供養は宗教的慣例よりも、自分なりのメモリアルを考える

墓終い　＝廃墓　お墓の消滅・・施設の撤廃



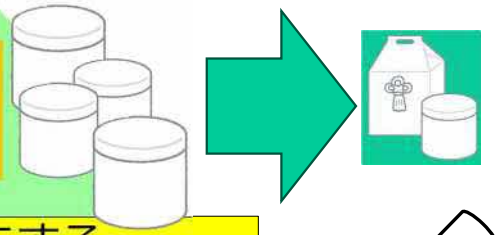
条件：原状回復・・石材店・管理会社
元のように区画をもどす
墓石や遺骨の撤去
区画の復元・・工事費実費

境内墓地の場合：閉眼供養
その後の供養承継の有無
または「離檀」・・要注意
お布施などを心づもりする

古い遺骨は境内の無縁墓などで処置（とりはからい）を相談

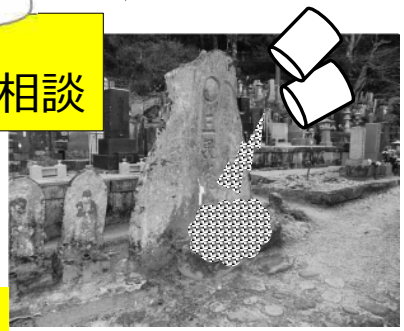
墓じまいの知恵

複数の遺骨 → 集約縮小



遺骨の分量を極力少量にする
残骨の処理については管理者へ相談

残骨の処分 → 一例　境内の無縁墓



些少のお布施
昔は「無縁墓」といった救済供養墓

◆離檀・改葬のための適切な事由として・・

「都会の息子夫婦と同居、その近所に改葬したい。」

「老後不安で、ホームに入居。納骨堂に改葬したい。」

「高齢で体力的、経済的にお墓の維持が困難。」「公的な合祀墓に改葬希望」

◆正当な理由として誰もが納得できるもの

トラブルを回避するために

「感情的な言い争いにしない」

「寺院の立場も理解することも必要」

そのための具体的な処方は？

改葬を前提とした「離檀」の対応



①まずは長年の感謝の気持ちを伝える
（これまでの供養に際して、率直に感謝を伝える）

②純粋に手続き上（改葬許可申請）のことして、
話を進める。（埋葬確認の認め印を押印する）

③もめそうならば、第三者の行政書士等専門家に委任

檀家と菩提寺との『素朴な』関係

「供養」を委託する
↓
・・往生させ
・・成仏させる
→ ご先祖様にする
↓
家の繁栄・安泰
守護・祈願・祈念
→ 寺を支える

庶民にとっての寺の役割がここに見出せる

離檀料の問題・・檀家と菩提寺の関係を解消する「手切れ金」ではない
◆アカデミー回答・・寺壇関係は基本的に商業的な「契約関係」ではありません。
その解消・消滅については、双方の独断で宣告（申し渡し）ができます。これに関してのトラブル事例としては・・
１　改葬の妨害として、寺院が発行する「埋蔵証明書」の発行拒否があります。証明書に捺印を拒否したり、遺骨の引き渡しを拒んだりする事例がある。
２　寺院経営の困窮に際して、多額の金銭要求がなされたケースがある。
寺院困窮の理由・・過疎化、高齢化による収入減対策
価値観や世代間の揺らぎからの仏教離れ、寺院離れも一因
「寺壇関係」のコミュニケーション不足が顕著
離檀料対応の知恵としては、
１　前提としてこれまでの毎年の護寺会費、墓地管理料等の滞りがないことを確認
２　寄付なども、これまで要請に対応してきた（檀家としての義務を全うしている）
こういうなかで「離檀」を考えるとすれば、寺院困窮の意を汲んで、
年間の護寺会費の「１０年分」を目安にして、「お礼・喜捨・寄進」として「お包み」するアカデミーではそのようにアドバイスをしています。１０年間の遺失利益の補填ということ。
護寺会費やお墓の管理費が年間1万円ならば、10年分＝10万円という計算です。
たんに10万円といわないで、「10年分」を強調すること。

お墓の費用

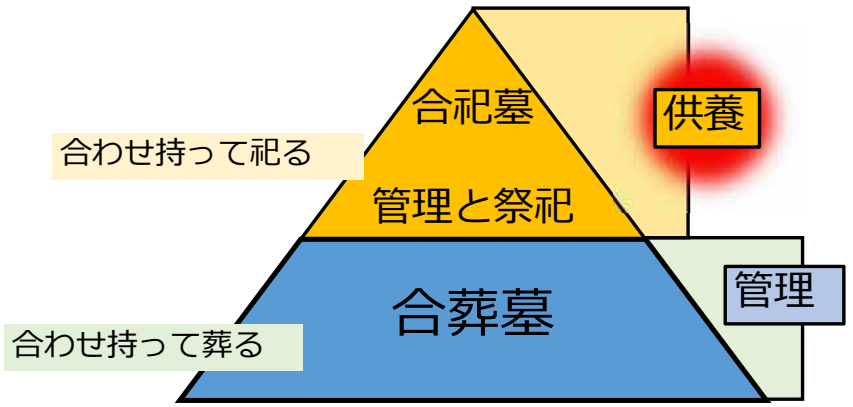
- 永代使用料 → お墓の値段
- 永代管理料 → 維持・管理の通年費用
- 永代供養料 → 供養委託の布施

墓地入手の注意点

経営母体	経営責任が果たせる実態の有無
運営母体	運営責任が果たせる企業かどうか
宗派不問	納骨後は特定寺院の檀家に帰属？
費用詳細	永代使用料等の内容（権利・期間）
管理詳細	管理費等の支払いとその期間など
供養内容	個別供養から合祀へ（期間・形態）

合葬と合祀

消費者が理解しにくい言葉



墓じまいの問題点

菩提寺
- 檀家はやめない
- 檀家をやめる（離檀）

お墓
- 改葬・建墓
- 廃墓
- 遺構消滅
- 海洋散骨

供養承継とそのカテゴリー

- 供養継続
 - 個別供養
 - 合祀墓
 - 納骨堂
 - 樹木墓
 - 各種墓
 - 合葬墓
- 永代供養委託
- 承継者委託



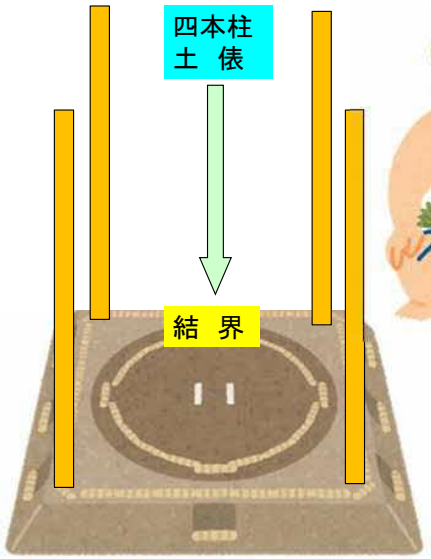


お墓の現代的機能とその背景にある伝統的な儀礼の様相

墓 ← 二つの機能

- 葬
 - 遺体埋葬　土葬
 - 遺骨収蔵　火葬
- 弔
 - 先祖祭祀　「家」
 - 故人祭祀　「私」

現代的な様相





塩をまく
口をすすぐ
柏手を打つ

しこを踏む

踏み固める
(呪術跳躍)

精進潔斎

鎮魂祈願

裸で舞う‥舞う＝いろいろな儀礼的所作や動作

素舞う＝すもう

この世とあの世の境目　日没

葛 藤 回 避

自分は死なないという確信！
縁起でもないから考えたくない！
不吉なことは口にしない！
こんなことを言うと相手になんて思われるか！
云うに云えない！　何とかなる！（思考停止）



本当の安心を得るためには「私」の不安や心配事は何だろう？
なるべく冷静に、具体的に考えてみる必要があります